

環境広報紙

「ECOまちだ」に、 広告を掲載してみませんか

「ECOまちだ」は、環境に関する、暮らしのヒントになるさまざまな取り組みや情報を紹介する広報紙です。新聞折込による配布のほか、各市民センター、連絡所、図書館などで配布しています。この「ECOまちだ」に、広告掲載を希望するお店や会社を募集しています！

1. 応募資格

市内または近隣市に事業所を有する事業主等（掲載については、市内の事業所を優先します）

2. 応募方法

「町田市有料広告掲載申込書」に、広告原稿案、「町田市暴力団排除条例に基づく誓約書」を添付して、環境政策課（〒194-8520 町田市森野2-2-22 町田市庁舎7階）まで持参または郵送によりお申し込み下さい。

掲載のご希望を具体的に、「1 枠（または2 枠）、○号（または毎号）」などとお書き下さい。

3. 広告掲載の概要

（1）広告募集号・・・広告掲載決定から直近の入稿に間に合うECOまちだに掲載します（年3回程度発行予定）。

（2）掲載箇所・・・最終ページ下部

（3）1 枠の大きさ・・・縦4. 2 cm×横11 cm

（4）1 枠の掲載料・・・4 万円（内税）

※各号につき2 枠までお申し込みできます。

4. 掲載広告の決定方法

掲載の可否を判断後、掲載可となった広告が枠数を上回った場合は、町田市有料広告掲載取扱要綱第7に規定する広告掲載の決定に準じ、優先順位により、掲載広告を決定します。なお、同順位のもので枠数を上回った場合は、抽選により掲載広告を決定します。

結果通知は、応募されたすべての方に郵送でお知らせします。

5. 掲載できない広告など

以下のものなど、別表1から3に該当する業種または内容のものは掲載できません。

- ① E C Oまちだの公共性または品位を損なうおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するおそれのあるもの
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる風俗営業に関するもの
- ④ 政治又は宗教に関するもの
- ⑤ 個人、団体の意見広告を内容とするもの
- ⑥ 法令の規定に違反するおそれのあるもの
- ⑦ その他市長が掲載する広告として適当でないと認めたもの

6. ご注意

- ・ 広告原稿は広告掲載決定後に、完全版下をデジタルデータ（イラストレーターCS6まで、aiまたはEPS形式、アウトライン済みのもの）にて作成し、提出して下さい。あわせて、PDF形式でも提出をお願いします。版下作成費用は広告主の負担になります。
- ・ 指定された期日までに版下原稿が提出されないとき、または広告掲載料が納入されないときは、広告の掲載は取り消されます。
- ・ 掲載位置の指定はできません。
- ・ 広告には必ず事業所名、電話番号を明記して下さい。
- ・ 広告のデザインは、広告枠の外周がわかるように作成して下さい。

7. 参考

- ・ 各回約9万部を発行する予定です。

問い合わせ先

環境政策課

電話042-724-4386

別表1 町田市有料広告掲載取扱要綱（2022年8月1日施行）より抜粋

第3 広告の掲載基準

掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しない広告とする。

- (1) 広告掲載対象物等の公共性又はその品位を損なうおそれのある広告
- (2) 公序良俗に反するおそれのある広告
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業その他これに類する営業に関する広告
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団の利益につながる広告
- (5) 政治又は宗教に関する広告
- (6) 個人、団体等の意見広告を内容とする広告
- (7) 法令の規定に違反するおそれのある広告
- (8) 前各号に掲げるもののほか、別に定める基準に基づき、市長が掲載する広告として適当でないと認める広告

別表2 町田市広告掲載基準（2022年8月1日施行）より抜粋

第4条 次の各号に定めるものは、広告掲載対象物等に掲載しない。

- (1) 広告掲載対象物等の公共性又はその品位を損なうおそれのある広告
- (2) 公序良俗に反するおそれのある広告
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる第2条第1項に規定する風俗営業その他これに類する営業に関わる広告
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する掲げる暴力団の利益につながる広告
- (5) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1項及び第2項に規定する不当な表示をしている商品や役務の広告
- (6) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和23年法律第205号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）等に抵触する広告
- (7) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがある広告
- (8) 第三者をひぼう、中傷又は排斥する広告
- (9) 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれがある広告
- (10) 公の選挙又は投票の選挙運動又は投票運動に該当するもの又は該当するおそれがある広告
- (11) 政党その他の政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがある広告
- (12) 宗教団体による布教活動を目的とする広告
- (13) 個人又は団体の意見広告
- (14) 国内世論が大きく分かれている内容に関わる広告
- (15) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービス提供に関わる広告
- (16) 法令の規定に違反するおそれのある広告
- (17) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
- (18) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載する広告として適当でないと認める広告

別表3 町田市広告掲載基準（2022年8月1日施行）より抜粋

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項の規定により風俗営業と規定されている業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) たばこの製造・販売に関わる業種(たばこの製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等を除く)
- (4) ギャンブルに関わる業種(公営収益事業に係るものを除く)
- (5) 消費者金融に関わる業種
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に規定するインターネット異性紹介事業に関わる業種
- (7) 債権の取立て、示談の引受け等に関わる業種
- (8) 占い、運勢判断に関わる業種
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (12) 町田市で入札参加停止処分を受けている事業者
- (13) 法人税、市都民税等が課税される団体にあつて、それらを滞納している事業者
- (14) 町田市暴力団排除条例(平成25年3月29日条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者
- (15) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する事業者
- (16) 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生の手続中である事業者
- (17) 法令に違反している業種及び事業者
- (18) その他広告として掲載することが不相当であると認められる業種及び事業者